

NEWS RELEASE

株式会社岡三証券グループ（コード 8609）
上場取引所：東証・名証（市場第一部）

代表者：取締役社長 新芝 宏之
住 所：東京都中央区日本橋 1-17-6



平成 30 年 5 月 22 日

各 位

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 22 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆さまにとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上や株主層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」において普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数の引き下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日（月曜日）

（ご参考）平成 30 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所および名古屋証券取引所における当社株式の売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

（下線部は変更箇所）

現行定款	変更案
第 7 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 7 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 付 則 <u>38. 第 7 条の変更は、平成 30 年 10 月 1 日をもってその効力を生じるものとし、本付則は、当該効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成 30 年 10 月 1 日 (月曜日)

以 上

本件に関するお問い合わせは、広報 I R 部 藤江 (03-3275-8248) までお願いいたします。